

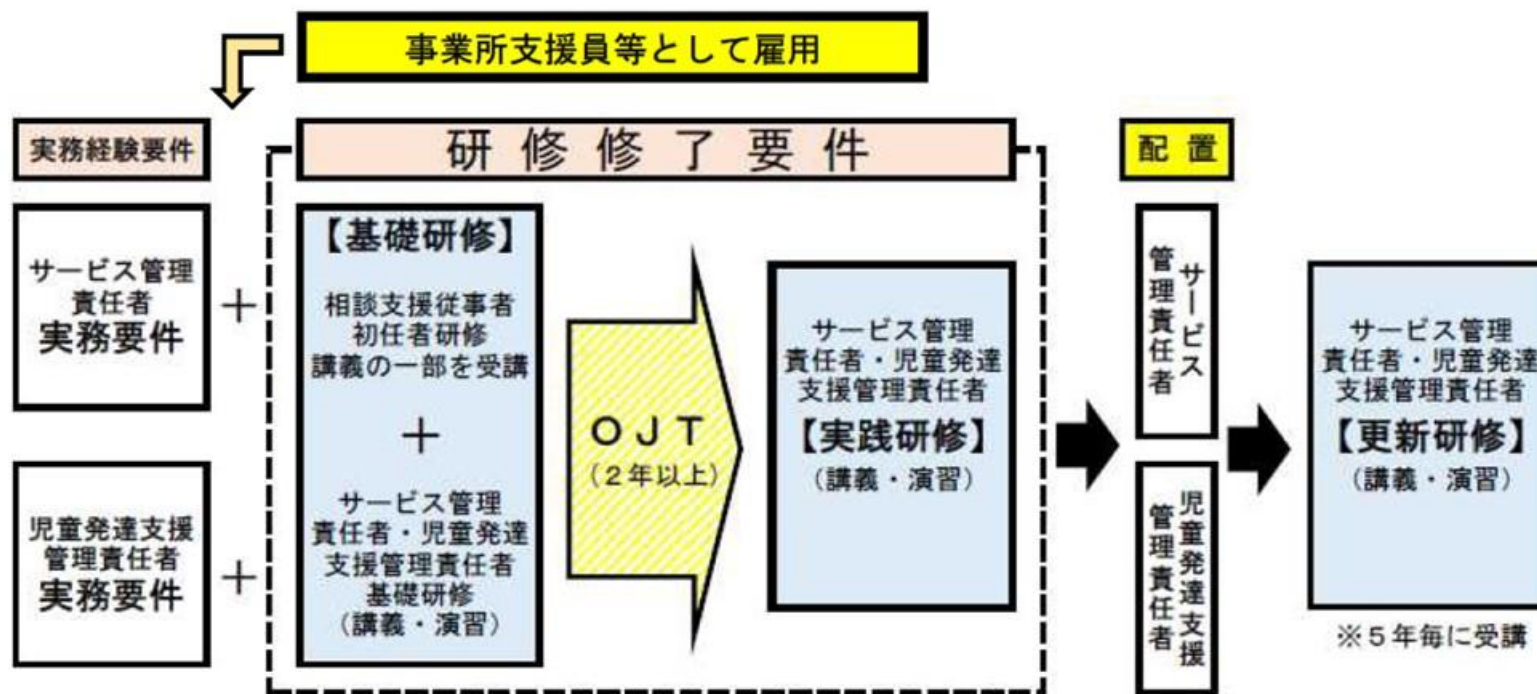
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには

サービス管理責任者等として従事するためには、次の両方の要件を満たす必要があります。

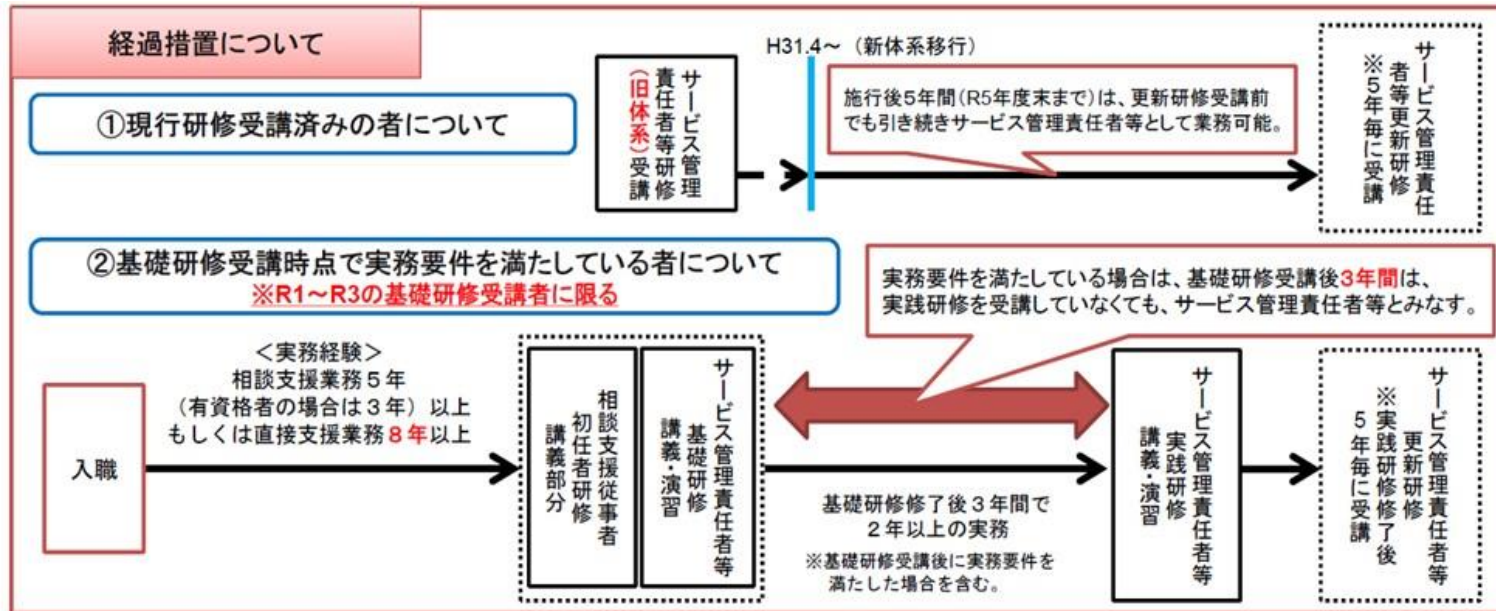
- 障害児者の支援に関する実務経験年数（直接支援8年など）があること(実務経験要件)
- 基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること(研修修了要件)

必要な研修を修了するまでに最低で2年要します



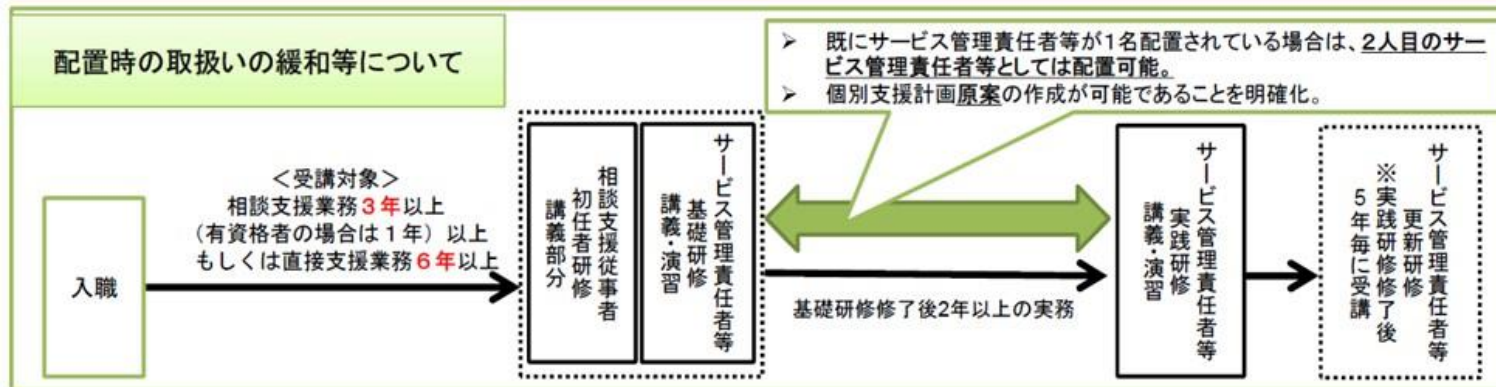
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について

研修受講時期により、その後の更新研修や実践研修の受講時期が定められています。研修が受講できない場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として勤務できなくなりますので、ご注意ください。



左の図①
「旧研修体系で研修を受講した者」
R5年度末（令和6年3月31日）までに受講すること。受講希望が殺到する恐れがあるため、申し込み時期を確認すること。

左の図②
「平成31年4月1日から令和4年3月31日の間で基礎研修を受講した者」
基礎研修の修了時期及び実践研修受講時期を把握しておくこと。



注意
基礎研修修了後3年を経過する日までに実践研修を修了していない場合、サービス管理責任者として勤務できなくなります。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修予定時期、募集期間は下記のとおり、兵庫県のホームページにて公表されています。

更新日：2023年3月17日

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 「令和5年度実施・募集スケジュール」

実施・募集スケジュール

名称	研修予定時期	募集期間	応募方法
基礎研修	令和5年8月～令和6年1月	令和5年5月	
実践研修	令和5年9月～12月	令和5年6月	
更新研修	令和6年1月～3月	令和5年11月	

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての他の情報は、下記の兵庫県のホームページをご確認ください。

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修「従事する条件」

※ 自分が受講にあたっての「実務経験要件」を満たしているかを確認する場合等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/04sabikanzyuuzi.html>

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修「受講時期」

※ 自分の受講の時期、自分が研修の受講が必要か知りたい場合等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/04sabikanzyukouziki.html>